

### 計画の基本的考え方

#### 1 計画の趣旨

・消費者教育に総合的・体系的に取り組み、**自立した消費者を育成**

**自立した消費者とは**

- 自ら進んで消費生活に関する必要な知識・情報を収集し、自主的かつ合理的に行動
- 自らの消費行動が、公正かつ持続可能な社会の形成に向けて、社会や環境を変えていくものであるという意思を持ち行動

#### 2 計画の期間

・令和6年度～令和12年度(7年間)

#### 3 計画の推進体制

・福岡県消費生活審議会の意見を踏まえ推進

### (消費者教育が育むべき力)

#### 生活の管理と契約

- 将来を見据え、自らの生活の管理と健全な家計運営を行う力
- 契約締結による権利や義務を理解し、違法・不公正な取引や勧誘に気付く力

#### 商品・サービスの安全

- 商品等やサービス(以下「商品等」という。)に内在する危険を回避できる力
- 商品等による事故・危害が生じた際、事業者に改善を求めするなど適切に行動できる力

#### 情報とメディア

- 情報を収集し、読み解き、理解し、情報発信等を行う力
- デジタルサービスの仕組みやリスクを理解し、批判的に吟味し適切に行動できる力

#### 消費者市民社会の構築

- 自らの消費の影響を理解し、適切に商品等を選択する力
- 個々の特性や消費生活の多様性を尊重し、課題解決のために行動できる力

### 消費者を取り巻く現状

#### 社会情勢の変化

#### (1) デジタル化の進展

- ① デジタル取引の増加(電子商取引市場規模拡大)
- ② 決済手段の多様化・高度化(スマホ決済普及等)

#### (2) 消費者の多様化

- ① 高齢化の進行、障がい者の増加
- ② 成年年齢の引下げ
- ③ 孤独・孤立の顕在化 など

#### (3) 消費者関連法の改正等

・特定商取引法、消費者契約法、民法、学習指導要領 など

#### (4) 環境に配慮した商品や仕組み

・消費行動を通じたSDGsの実現

#### 福岡県における消費生活相談の状況

- 令和4年度の相談件数は48,824件
- 高齢者からの相談は高水準で推移
- 障がい者からの相談件数は増加傾向
- 幅広い年代層から出会い系などインターネット関連の相談(増加傾向)

#### 消費生活に関する県民の意識等

#### (1) 県民意識調査 (R5.7)

- 消費者問題に関心を有し、自ら情報収集等行動をとっている回答者は全体の16%と少数
- 若年層では、他の年代と比べて、消費者問題への関心が低く、また情報収集等の行動を行っていないとの結果
- コロナ禍を経て、「オンラインによる購入の機会が増えた」など7割以上が消費行動に変化が生じたと回答
- 消費者トラブルの相談先は、「家族や知人など身近な人」が最も多く全体の約3割。一方で「相談していない」が全体の2割超。

#### (2) 学校等調査 (R5.7)

- 小・中・高、特別支援学校等は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた教育を実施
- 消費者教育で取り扱ったテーマについて、小学校は「SNSトラブル」、中学校は「悪質商法」、高等学校は「成年年齢引下げ」が最多
- 当該授業に際し、全体の3割の学校で外部講師を招聘
- 学校は教職員に対し、研修や会議等により消費者教育に係る資質向上・情報共有等を実施
- 授業等で活用しやすい教材は、「パソコン、タブレット端末を活用したデジタル教材」
- 大学では全体の7割の学校で「入学時のオリエンテーション」等で学生に消費者教育を実施

#### (3) 市町村調査 (R5.7)

- 全市町村で、出前講座や啓発教材の制作等、消費者教育に係る取組を実施
- 39市町村で消費者安全確保地域協議会設置済

### 課題

#### 若年層への重点的な啓発等の実施

- 進学や就職等を契機に様々な契約締結の機会多数
- 知識や経験の不足などのぜい弱性につけ込まれ、消費者トラブルに巻き込まれる可能性

#### 高齢者や障がいのある人への重点的な啓発等の実施と見守りを行う者への情報提供

- 高齢化の進行や、単身高齢者世帯の割合が増加傾向にある中、消費者のトラブルの深刻化等懸念
- 高齢者や障がいのある消費者への啓発等の取組にあたっては、これらの人を見守り・支える地域のネットワークの協力が重要

#### デジタル化に対応した消費者教育の推進

- デジタル化の急速な進展により、デジタルサービスを賢く利用し、トラブルから自らを守るための知識(個人情報やセキュリティの管理、接する大量の情報に対する批判的思考力をもつことなど)、他者に被害を与えないための情報モラル等を身に付けることが必要

#### 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

- 県民意識調査で、「消費者として心がけていること」という問に対して、「環境に配慮した商品やサービスを選択するよう心掛けている」と回答した者は全体の55.6%と、自身の安全に関わる項目より低値

### 消費者教育推進のための取り組み ～施策の方向～

#### 各ライフステージでの体系的・継続的推進

- (1) **小・中・高、特別支援学校等**  
・実践的な教育を行うため、教育教材の開発や外部講師の活用促進
- (2) **大学・専門学校等**  
・入学時のガイダンス等を利用した教育の実施(外部講師の活用含む)
- (3) **地域社会**  
・公民館等での出前講座の実施
- (4) **家庭**  
・インターネット利用のルールづくりなど保護者向け研修会の実施
- (5) **職場**  
・事業者への出前講座の実施  
・社員研修用教材に係る情報提供
- (6) **誰でも消費者被害に陥る可能性**  
・誰でも消費者被害に陥る可能性があることを踏まえ、自分自身を知るとの観点を追加

#### 消費者の多様な特性に応じたアプローチ

- (1) **若者**  
・インターネット関連、美容等相談の多い事例を中心に注意喚起  
・成人式など若者が集まる機会等での情報発信
- (2) **高齢者、障がい者**  
・点検商法など相談の多い事例を実際の窓口とともに紹介し注意喚起  
・ケアマネージャーやヘルパーなどの支援者への働きかけ
- (3) **その他デジタル機器の利用状況等**  
・SNS等を活用した情報発信やデジタル教材の開発。  
・(情報アクセス能力に差があることに留意し、)広報紙や回覧板、地域の見守りなど既存の仕組みも併用など

#### 消費者教育の担い手育成

- ・消費生活相談員等への研修の実施
- ・教員への研修の実施
- ・保護者への出前講座の実施
- ・地域住民(見守り者)への出前講座の実施
- ・地域包括支援センターなど見守りを行う団体への出前講座の実施
- ・消費生活サポーターの育成・支援

#### 消費者教育を行う多様な主体の連携、協働

- (1) **地域における関係機関との連携**  
・4つの消費者安全確保地域協議会(地域会)で定期的に情報共有し、先進事例の紹介など効果的に教育を推進  
・市町村消費者安全確保地域協議会設置促進のため、積極的に助言等を実施
- (2) **市町村の取組に対する支援**  
・市町村相談員等への助言等  
・教材の提供  
・講師派遣・紹介  
・県内の消費者被害情報の提供

#### 他の消費生活に関連する教育との連携促進

- ・消費者教育推進連絡会議において、環境教育や食育、金融経済教育など他の消費者関連教育と情報共有するとともに、役割分担の下、連携し効果的な教育を推進